

# 英会話教室の倒産による関連信販会社 との紛争案件

報 告 書

東京都消費者被害救済委員会

平成7年7月26日



東京都生活文化局

## 目 次

第1	紛争の概要	1
1	紛争案件	1
2	紛争の当事者	1
3	事件の概要	1
4	当事者双方の主張	2
第2	紛争解決に向けての審議経過と結果	2
1	解決した事案	3
2	未解決に終わった事案	3
第3	解決案についてのコメント	4
1	信販会社が過払金を支払うべきであるとする根拠について	4
2	信販会社の返金金額について	6
第4	報告にあたっての付加的意見	8
1	授業料の支払い方法について	8
2	通産省「指導文書」について	9
	(別表)	
	・「申立人別返還金額一覧表」	12
 <資 料>		
	・「英会話教室の倒産に係る信販会社との紛争」の処理経緯	15
	・東京都消費者被害救済委員会委員等名簿	17

## 第1 紛争の概要

### 1 紛争案件

英会話教室の倒産による関連信販会社との紛争

### 2 紛争の当事者

#### (1) 申立人（消費者）

英会話教室の生徒	41名
（内訳）信販会社 甲社関係	26名
信販会社 乙社関係	7名
信販会社 丙社関係（㈱アプラス関係）	8名

#### (2) 相手方（事業者）

倒産した会社（英会話教室を経営）を加盟店としていた信販会社 3社

### 3 事件の概要

平成4年9月、㈱メディア・トレーディング・カンパニーの倒産により、同社の経営する英会話教室（レキシントン）が閉鎖され、生徒らが受講できない状態になった。

このため、300余名の生徒が、東京都消費者センターに救済を求める等の相談を寄せる事態となった。これら相談者のうち200余名は、信販会社を利用して契約していた。

一方、関係信販会社3社のこの事態への対応は、過去の対応事例や通商産業省が信販業界にあてた指導文書（「クレジットを利用した継続的役務取引に関する消費者トラブルの防止について」平成4年10月8日（以下「指導文書」という。）に沿ったもので、「教室閉鎖後は、契約消費者に対する債権を放棄する」、「既に支払を受けた金額は返還しない」というものであった。

消費者の多くはこれを不満として、既に支払った費用のうち「未受講分（倒産により受講不能になった分）」の返還を信販会社に求め紛争となった。

東京都消費者センターに相談した消費者のうち、信販会社を利用した41名が、本

委員会による紛争解決を申し立てたものである。

#### 4 当事者双方の主張

##### (1) 申立人（消費者）

- ・ 既に支払った費用のうち、未受講分（教室閉鎖により受講不能となった分）相当の金銭返還を求める。
- ・ 信販会社といえども、(株)メディア・トレーディング・カンパニーの事業（英会話教室レキシントン）により信販業務をし収益をあげていたものであるから、未受講分の金銭を返還すべきである。

##### (2) 相手方（事業者）

- ・ 教室閉鎖の時点で、通産省の指導文書にしたがったローン支払請求を停止しており、なお、残りの債権も放棄する。しかし、既に支払を受けた金額は一切返金しない。

## 第2 紛争解決に向けての審議経過と結果

平成6年4月6日東京都知事から前記第1の紛争の概要に記した案件解決につき付託を受けた本委員会は、まず、あっせん部会において紛争の解決に取り組むこととした。

以来、あっせん部会は当事者双方から聴取、収集した資料・情報の検討等により事実関係の把握につとめ、平成7年4月11日、それまでの21回にわたる審議及び当事者双方との折衝の経緯等を踏まえて、信販会社は消費者に対し一定の金員（未受講分に相当する金額を基準として算出し修正した金額）を返還する旨のあっせん案を、紛争の当事者双方に提示し回答を求めた。

その結果は次のとおりである。

## 1 解決した事案

信販会社3社のうち、甲、乙社は本委員会の示した解決案に理解を示し、申立人らも全員受諾したので、本件に限り円満裡に解決した。

解決案は下記のとおりである。

(1) 甲社並びに乙社は、各申立人らに対し別紙「申立人別返還金額一覧表」の返還金額欄記載の金額を、平成7年5月末日までに支払う。

(2) 甲社並びに乙社と各申立人ら間には、前記(1)以外何らの債権債務も存在しない。

(注 別紙「申立人別返還金額一覧表」は、12、13頁に掲出。)

## 2 未解決に終わった事案

申立人ら8名全員があっせん部会の示した解決案を受諾したにも拘らず、丙社である(株)アプラスは、あくまでも自らの主張に固執し、解決案の受諾を拒否したのであっせんは不調に終わった。

委員会は、あっせん不調となった(株)アプラス関係の処理について、手段を尽くし解決を図る方針に基づき調停部会に移行して調停による解決を図ることとした。

調停はあっせん部会が聴取・収集した資料・情報等を基に解決案を作成し、平成7年4月28日(株)アプラスに提示し受諾を勧告したが、これも(株)アプラスの拒否するところとなった。

本委員会は、(株)アプラス関係の紛争が、本委員会の紛争解決手続きである「あっせん」「調停」のいずれも、(株)アプラス側の拒否により不調となったため本委員会による解決は不可能と判断し、その処理手続きを終えることとした。

### 処理結果

	解 決	未解決
消費者 41名	33名	8名
事業者 3社	2社	1社

### 第3 解決案についてのコメント

#### 1 信販会社が過払い金を支払うべきであるとする根拠について

本件契約を販売業者の側から見ると、消費者（申立人ら）がレキシントンと英会話教室において教育サービスの提供を受ける契約を締結するにあたって、その代金支払を分割払にするか一括払にするかの選択をすることができるが、信販会社は、分割払の場合には手数料を消費者から取得し、一括払の場合でも販売業者から約2.5～3.5%の手数料を取得している。信販会社は、販売業者のサービス提供に係る契約の締結に際して、代金相当額を販売業者に支払うことによって代金徴収権を取得して消費者に手数料を加えた金額を分割して請求するというかたちをとって、実質的には販売業者の代金徴収業務を代行して手数料収入を得ることを業務としているのが実体である。すなわち、信販会社は、消費者との間では消費者のための立替え払いを行う契約を締結しているという形式を採っているが、その実体は決して消費者に対してのみ与信行為を行っているといえるようなものではない。しかも、この消費者と信販会社との関係は一回限りであって決して密接なものではない。これに対して信販会社と販売業者の関係は、継続的な関係である加盟店契約によって結合しており、相互に業務についての認識を前提として契約関係に入ると同時に、協力して同一の消費者と売買契約および立替払契約を締結するのであって、両者は密接な協力関係にあるといえることができる。

したがって、信販会社と販売業者との加盟店契約の締結に際しては、販売業者が信販会社に対してその信用状況等についての的確な認識を持つことは当然であるが、信販会社の側でも、販売業者の信用状況、事業の見通し等について十分に調査したうえで、取引を開始することについての確信を持つことを前提として契約を締結しているといえることができる。それを前提として、商品・サービスの販売業務と代金回収業務を分担して消費者に対応することになるのであって、販売業者と信販会社の密接な協力関係による結合体が、消費者と取引を行うという実体が認められ、ここに販売業者と信販会社の一体性が認められることになる。

このような継続的な協力関係を前提として、信販会社に対しては、契約締結後も常に加盟店の事業活動を継続的に管理し必要な場合には指導することが要請されている

のである。それゆえ、販売業者の役務不履行の状況に至った場合には、それは密接な関係にある信販会社の販売業者に対する対応の怠慢に起因するものと見ることもできる。両者の協力的結合関係にもとづく当然の結論である。したがって、その怠慢から生ずる損害を信販会社の負担に帰せしめることは決して不当とはいえない。むしろ、継続的な協力関係を前提として販売業者の事業管理を継続的に行っている信販会社は、販売業者の役務不履行状態が発生した場合には、販売事業者との実質的な関係にもとづいて、密接な関係にあるとはいえない弱者たる消費者の救済を図るのが、あるべき社会的存在としての企業の姿といわなければならない。

他方、これを消費者の立場から見てみると、レキシントンの英会話教室への入会契約をするに際して信販会社と立替払契約をしたとしても、それは入会契約を締結するための一つの手段ないしは手続として意識しているにとどまる。また、消費者が他の金融機関を介した分割払を希望しても、販売業者が加盟店契約をしている信販会社しか利用できないのが原則であり、また具体的な契約条項を多少修正したいと消費者が考えても、約款利用のためそれをすることもできない。一括払か分割払かの選択をするということだけが、消費者の判断できる事項ということになる。したがって、英会話教室に入会を希望する消費者としては、販売業者と信販会社とを、サービスの提供をうけるための取引の相手方として一体と見るのが一般ということができ、二つの事業者が存在していることさえも明確には認識していない場合が多いのが現実であるといえる。

その結果、消費者としては、販売業者に役務不履行が生じた場合に信販会社への分割払を継続することは考えないし、一括払した者も、販売業者の不履行の場合には、不履行部分に相当する代金の返還を求めるのは、当然と考えている。言い換えれば、消費者としては、契約締結時に販売業者と信販会社とを一体として認識しているのであるから、返還についても両者を一体として見ているのである。形式論理的に販売契約と立替払契約とを別個の契約として意識し、販売事業者と信販会社をそれぞれ独立した別個の存在であり、信販会社は消費者のために販売事業者に立替払をしているものと考えて対応することを消費者に求めることは無理であると同時に、この三者間の関係の実体にも適合しない。むしろ消費者の認識が、実体を的確に反映しているとい

うことができるのである。このような場合には、消費者の立場に立って、消費者の認識に従って契約内容を捉えることが実質的平等と社会正義を実現する方途である。

以上のように考えると、レキシントンの倒産によって消費者に損害が生じていることは否定できないので、この損害を消費者に負担させることは妥当ということができず、信販会社はその損害についての責任を負担すべきものといわなければならない。この場合の消費者の損害は、提供を受けない役務に対して対価を支払うことであるから、信販会社は、単に消費者に対して将来に向かって分割払請求を停止するだけでなく、過払分の返還をも認めるべきである。当委員会は、このような判断に基づいて、前記の解決案を作成したのである。

信販会社3社のうち、甲、乙の2社は、前に述べたような本件に係る信販会社の立場およびそれに伴う社会的責任を的確に理解し、また今後のあるべき信販会社の範となるべく本件について前向きに検討された結果、前述した内容の解決案を受け入れられ、関係する消費者との間で円満な解決が図られることになった。このことは、信販会社の対応としては画期的なことといってもよく、両信販会社の対応には敬意を表することができると思われる。

しかしながら、㈱アプラスは、本委員会が妥当と考えた解決案に対して、後述する通産省の「指導文書」を踏み越えることになること、および信販業の根幹にかかわる問題であることなどを主張して、他の2社の対応とは異なって、その受諾を拒否したのである。この㈱アプラスの対応は、当委員会のはなはだ遺憾とするところである。

## 2 信販会社の返金金額について

信販会社の申立人に対する返還金額については、次のように判断した。

まず、消費者とレキシントンとの契約においては、役務の取引が契約内容であることから、契約金額が全て役務の対価にあたると考えられる。この契約内容をみると、レキシントンの英会話教室では、消費者が自己の目標会話レベルに達するまでのレッスン回数を目安にして、学習コース及び契約期間を選択し、その有効期間内であれば何時でも好きな時間に英会話を受講できるシステム（フレックス制）がとられていた。また、消費者の事情によっては有効期間を延長して受講することも可能なシステムに

なっており、消費者の都合に合わせて自主的に受講時間を選択することができる仕組みが採られていた。したがって、レキシントンと受講契約をした消費者は、契約を締結し契約金額を支払った後も（立替払を含む）、必ずしも経過月数に見合った平均的な回数を定期的に通講することをせず、有効期間終了間際になって毎日のように通うことになるという場合も少なくないという状況にあったことが認められる。このことは、消費者の側からみれば、契約期間の中途においては、受講回数を契約期間で除した平均的な回数と比較して受講回数が少ない場合も多いことを意味する。

このような状況を前提とすれば、契約金額から既受講分に相当する金額を控除した金額を返還金額とすることは、消費者の都合のみを重視するきらいがあり妥当でない。また、契約受講回数を契約月数で除して、それに契約時からの経過月数を乗じて得られる回数を受講可能回数（単純受講可能回数）として計算し、それに相当する金額を当初の契約金額から控除した金額を返還金額とする考え方も、前記フレックス制の趣旨と一致せず、同時に受講者の事情をまったく無視するものであって、そのままで認めることはできない。

これらについて検討すると、基本的には契約受講回数と経過月数との関係に根拠を置きながら、それに前記フレックス制による消費者の選択の余地を加味して多少修正したものを受講可能回数（修正受講可能回数）と見做すのが妥当であると考えられる。このような考え方に立って、本件については、前記単純受講可能回数に10分の9を乗じて得られた回数を修正受講可能回数とし、この修正受講可能回数に契約金額を契約受講回数で除した金額を乗じて得た金額を、既払金額から控除した額を返還金額とするのが妥当であると判断した。

以上記述した内容の計算式は次のとおりである。

$$\text{返還金額} = \text{既払金額（割賦若しくは一括支払い額）} - (\text{契約金額} \div \text{契約受講回数} \times \text{修正受講可能回数})$$

なお契約金額（割賦契約額）に割賦手数料を加算すべきかについては、契約金額の支払いを一括払いで行った消費者と分割払いで行った消費者との間に不均衡が生じることを避けるために、割賦手数料も加算することが妥当であると考えた。

#### 第4 報告にあたっての付加的意見

##### 1 授業料の支払い方法について

現在、学校教育法の適用のない教育事業を行っている企業若しくは個人が多数存在する。行政当局への認可手続をしないいわゆる無認可校である。これら無認可校の規模、内容はさまざまであるが、実際にそこで教育を受けている消費者、または受けようとしている消費者が多数存在していることは、社会的にその需要があるからであり、これらの教育事業の果たしている役割を無視することはできない。しかしながら、これらの教育事業者は、何らの法的な規制を受けていないこともあって、必ずしもすべてが適正に運営されているとはいえないのが実体といえる。事業者はできるだけ生徒を集めるべく、自己の教育事業を美化し、誇張しがちであり、実態を示さないような教育内容の表示も見られることから、取引条件についての表示、とりわけ広告・宣伝が適正に行われることが求められることにもなる。

消費者は、かかる学校に入学し、種々の教育を受けることになるが、営利事業として行われているため、教育内容の如何によっては、契約期間の途中において消費者側の理由からも中止する場合が考えられる。他方、事業者側としても、収益性に問題が出てくる場合には、教育内容を自由に変更し、また、その質を低下させ、場合によっては事業の変更、廃止という事態になることも予想される。

このようなことは常に予想し得ることである。また、かかる教育事業者と消費者が契約を締結する場合には、消費者がその教育内容を的確に認識することができることが前提とされることも当然のことであり、消費者は実際に受講することによって、その役務についての正確な認識を得ることができるのであって、このことを重視することも必要である。提供される教育サービスとの対価関係ということも考慮に入れると、事業内容に見合った対価の支払いがなされるということがあるべき姿といえることができる。商品であれば現物を手にとって確認し、それを納得して購入した場合には、購入者も支払済み代金の返還を求めることはできないのが当然である。しかし、英会話教室等のように、将来受ける役務の内容が必ずしも明確でない段階で契約を締結し、その役務の提供がある程度の長期にわたるような場合に、契約締結時点で契約代金を全額納入させることには問題の余地がある。

事業者にとっては収入の安定のために望ましいことであろうが、消費者にとっては何ら益するところがない。むしろ消費者とすれば、役務受領後の後払いが望ましいということになるだろうが、事業者の意向とは合致しないことになるだろう。このような状況を勘案して、とくに消費者が契約の内容を予見することができないことも考え合わせて、両当事者間の公平という見地に立つと、消費者が不測の損害を被らないためにも、一定以上の長期にわたる（一年以上）英語教室等の教育事業の場合には、役務提供月毎の料金を前払いするという月謝制が妥当ではないかと思われる。月謝払いが困難ならば、契約代金全額を契約時に支払うというような極端な方式は改めて、少なくとも2～3ヶ月毎の分割払いにすることを原則とすべきである。

また、もし、事業者が契約代金を前受金という形式で契約時に全額受領するような場合には、信販会社を通すと否とに関係なく、割引制は勿論のこと、その前受金の保全措置を何らかの形で講じておくよう事業者には義務づけるべきであろう。更に考えるならば、万一の場合を考えて、消費者のために第三者と保険契約をする等の方策も考えてしかるべきであろう。

## 2 通産省「指導文書」について

昭和59年の割賦販売法の改正により新設された同法第30条の4は、個品割賦購入あっせんについて、いわゆる抗弁権の接続を認めた規定として脚光を浴びたが、前記役務契約には適用はなく、最近の紛争の実態からみて、さらに一步踏み出した消費者保護施策が要請されている。本件のように、販売業者の都合により契約期間の途中で英会話教室が閉鎖され、消費者が継続的役務の提供を受けられなくなったときに、消費者が契約金額を一括して全額支払っていた場合等、未受講分に相当する金額が支払われている場合に、過払いになっている対価の返還を受けられないという問題が生じることになるのである。

この問題に対して、平成4年10月8日付通産省の指導文書は、クレジットを利用した役務の取引について、倒産等により役務提供が不可能となった場合や中途解約等に伴う消費者トラブルが増加していることに対応するものである。具体的な内容としては、「・・・継続的に役務提供を行う加盟店が倒産等の加盟店側の事由により役務提

供を行うことができなくなった場合には、直ちに消費者に対する支払請求を停止すること。なお消費者の同意が得られた場合には、消費者と加盟店との契約に定められた内容と同等の役務の提供が行われるよう所要の措置を講じられることをもって以上の措置に代えることができるものとする。」とされており、一種の行政指導として受け止められている。

この通産省の指導が、加盟店の倒産等の場合に、信販会社に対して消費者に対する支払請求を停止することを求めていることは、上記の割賦販売法の趣旨を体した指導として意義のあることであるといえる。しかしながら、その具体策として、役務提供が不可能になった場合の措置として、単に消費者に対する支払請求を停止し、消費者の同意による代替処置を講じることのみを記していることが問題となる。本件においても当委員会が受諾勧告をした解決案について、㈱アプラスは、解決案が通産省の指導を超える措置であることを理由の一つに挙げて、受諾しない旨の回答を行っており、通産省の指導の内容がここに記載されている措置に限定されるものであるとすれば、妥当ということとはできない。

このことは、消費者の支払いが滞っている場合、または消費者が契約金額全額を予め支払っている場合と、それを分割して支払っている場合とで、極めて不公平な結果をもたらすことを考えれば明らかである。この点について、この指導はトラブルを防止するために、取り敢えず請求の停止を求めたものでその後の措置については関知するものではなく、代替措置は、消費者が同意すれば解決のための方策として認められることを述べたにとどまるとみることもできる。また、事実上の対応の指導であって、法的な問題に言及していないということもできるであろう。しかしながら、現実の信販会社のこの指導にもとづく対応は、一度停止した請求を再び開始することが困難であることから、結果的には損失として償却するほかはないということであって、事実上の債権放棄を求めたものとして受け取られていることもまた事実である。

したがって、この指導の実質的な効果は、抗弁権の接続を割賦販売法第30条の4に掲げた個品割賦購入あっせんに限定せず、そこで記されている措置の範囲で役務取引にまで拡大したものと見ることができる。その場合に、抗弁権の接続の内容が、信販会社からする支払請求の停止に止まっていることが問題である。基本的に、支払停

止の論理はそのまま過払返還につながりうるものである。実際に、指導文書は消費者が同意した場合の代替役務の可能性をいうが、これは消費者の支払った金額と役務との間の完全な対価関係の維持によって消費者被害を防止することに通じるものと考えられるのである。もしそうであるなら、消費者の同意が得られない限り、過払部分の返還によって、いわば消極的な形で対価関係を維持することもまた認められるということにならなければ、趣旨は一貫しないことになる。

このように考えた場合、通産省の指導文書の考え方は、結局のところ販売業者の倒産による役務不履行があれば、消費者は過払対価の返還を直接信販会社に請求することを認めることに通じるということになり、一部だけを便宜的に取り出して指導するというのであれば、理論的矛盾に逢着することになる。このことは前述の販売業者と信販会社の「経済的一体性」という論拠からも当然肯定されるところである。

販売業者の倒産は、直接的には信販会社の責任ではないかもしれないが、それ以上に消費者の責任ではあり得ない。もともと信販会社は、販売業者を自らの責任で選択し、契約しかつ管理しているという関係にあることは前述のとおりであり、両者間には密接な協力関係が認められるのである。その販売業者倒産の負担を、事業活動に関与することもなく、まして管理・監督などは考えられない消費者に一方的に負わせることの不当性は明らかである。信販会社と販売業者との密接な関係を直視し、両者の「経済的一体性」に基づく共同責任を肯定することによって、消費者の実質的な権利を回復するかたちで解決が図られるべきである。

以上述べたような、消費者の置かれた立場を的確に判断した上での解決が、行政の場のみではなく司法の場でも図られることが必要である。

## 「申立人別返還金額一覧表」

信販甲社関係申立人別返還額

No.	申立人	返還金額 (円)	No.	申立人	返還金額 (円)
1	A (女)	46,000	15	O (女)	91,000
2	B (女)	251,000	16	P (女)	9,000
3	C (女)	35,000	17	Q (女)	279,000
4	D (女)	160,000	18	R (女)	189,000
5	E (女)	121,000	19	S (女)	156,000
6	F (男)	118,000	20	T (女)	170,000
7	G (男)	33,000	21	U (女)	223,000
8	H (女)	3,000	22	V (女)	303,000
9	I (男)	31,000	23	W (男)	339,000
10	J (女)	160,000	24	X (女)	74,000
11	K (女)	29,000	25	Y (女)	256,000
12	L (女)	65,000	26	Z (男)	91,000
13	M (女)	109,000	合計		3,507,000
14	N (女)	166,000			男性5名 女性21名 平均134,885円

信販乙社関係申立人別返還額

No.	申立人	返還金額 (円)
1	A (女)	87,000
2	B (女)	32,000
3	C (女)	17,000
4	D (男)	140,000
5	E (女)	323,000
6	F (女)	165,000
7	G (男)	294,000
	合計	1,058,000
男性2名 女性5名		
平均151,143円		

(株)アプラス関係申立人別返還額

No.	申立人	返還金額 (円)
1	A (男)	168,000
2	B (女)	100,000
3	C (女)	161,000
4	D (男)	67,000
5	E (男)	64,000
6	F (男)	107,000
7	G (女)	75,000
8	H (女)	72,000
	合計	814,000
男女各4名		
平均101,750円		

<資 料>

1. 「英会話教室の倒産に係る信販会社との紛争」の処理経緯 ..... 15
2. 東京都消費者被害救済委員会委員等名簿 ..... 17

「英会話教室の倒産に係る信販会社との紛争」の処理経緯

開催年月日	会議名	審議内容等
6年4月6日	委員会（総会）	紛争案件の処理を知事から委員会に付託 ・申立人 消費者（英会話教室生徒）41名 ・相手方 事業者（信販会社）3社
6・4・22	第1回あっせん部会	処理方針の審議・検討
6・5・13	第2回あっせん部会	紛争処理につき審議検討
6・6・6	第3回あっせん部会	申立人（消費者）からの聴取
6・6・24	第4回あっせん部会	関係事業者からの聴取事項等の審議・検討
6・6・30	第5回あっせん部会	関係事業者からの聴取
6・7・14	第6回あっせん部会	紛争処理についての審議・検討
6・7・29	第7回あっせん部会	あっせん案（試算）の審議・検討
6・8・22	第8回あっせん部会	事業者の対応についての審議・検討
6・9・9	第9回あっせん部会	事業者の対応についての審議・検討
6・9・27	第10回あっせん部会	関連事業者からの聴取
6・10・27	第11回あっせん部会	処理方針等の審議・検討
6・11・30	第12回あっせん部会	申立人からの聴取
6・12・19	第13回あっせん部会	紛争処理についての審議・検討
7・1・26	第14回あっせん部会	同上

開催年月日	会 議 名	審 議 内 容 等
7・2・3	第15回あっせん部会	信販事業者からの聴取
7・2・6	第16回あっせん部会	信販事業者からの聴取
7・2・22	第17回あっせん部会	紛争処理についての審議・検討
7・3・6	第18回あっせん部会	信販事業者からの聴取
7・3・16	第19回あっせん部会	紛争の処理についての審議・検討
7・3・24	第20回あっせん部会	紛争のあっせん案についての審議・検討
7・4・7	第21回あっせん部会	紛争のあっせん案決定。(7.4.11提示甲社及び乙社は受諾、㈱アプラスは拒否)
7・4・28	第22回あっせん部会	あっせん案を拒否した㈱アプラス関係紛争の調停部会への移送を決定
7・4・28	第1回 調停部会	紛争につきあっせん拒否事業者への解決案作成(7.4.28受諾勧告、㈱アプラスは拒否)
7・6・5	第23回あっせん部会	今後の対応検討及び知事への報告書原案の審議
7・6・16	第24回あっせん部会	報告書原案審議・決定
7・6・22	委員会(総会)	報告書案を審議のうえ決定。(処理終了) 知事への報告の時期は、あっせん部会長に一任
7・7・26		知事へ報告書を提出

東京都消費者被害救済委員会委員等名簿

委員等（17名）

（五十音順）

氏名	現職	備考
学識経験者委員		（8名）
飯山 雄次	千葉工業大学研究所教授	
上村 正二	弁護士（東京弁護士会所属）	
清水 誠	神奈川大学法学部教授	
正田 彬	上智大学法学部教授	会長代理
高野 真人	弁護士（東京弁護士会所属）	
高柳 信一	東京大学名誉教授	会長
野村 宏治	弁護士（第一東京弁護士会所属）	
益子 邦洋	日本医科大学救急医学科助教授	
消費者委員		（4名）
寺田かつ子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	
中村 紀伊	主婦連合会 参与	
原 早苗	消費科学連合会 事務局次長	
日和佐信子	東京都生活協同組合連合会 理事	
事業者委員		（4名）
小林福一郎	東京都商工会連合会 専務理事	
菅谷 頼道	東京都中小企業団体中央会 会長	
千本松政義	日本工業団体連合会 理事	
本庄 正則	東京商工会議所 常議員	
専門員		（1名）
飯島 紀昭	成蹊大学法学部教授	

本件処理におけるあっせん部会委員等名簿

委員等 (6名)

(五十音順)

氏名	現職	備考
学識経験者委員		(3名)
○	上村 正二	弁護士(東京弁護士会所属)
	清水 誠	神奈川県立大学法学部教授
	正田 彬	上智大学法学部教授
消費者委員		(1名)
	中村 紀伊	主婦連合会 参与
事業者委員		(1名)
	小林福一郎	東京都商工会連合会 専務理事
専門員		(1名)
	飯島 紀昭	成蹊大学法学部教授

○印 あっせん部会長

本件処理における調停部会委員等名簿

委員等 (6名)

(五十音順)

氏名	現職	備考	
学識経験者委員		(5名)	
○	上村 正二	弁護士(東京弁護士会所属)	
	清水 誠	神奈川県立大学法学部教授	
	正田 彬	上智大学法学部教授	会長代理
	高柳 信一	東京大学名誉教授	会長
	野村 宏治	弁護士(第一東京弁護士会所属)	
専門員		(1名)	
	飯島 紀昭	成蹊大学法学部教授	

○印 調停部会長